

「RCCM」登録更新ガイド

- 注) ① 本年度の「RCCM登録更新講習会」を受講された方が、登録申請を行う際には、所定のCPD単位が必要となりますので、その取得単位数を証明する書類の提出をお忘れにならぬよう十分御留意下さい。

なお、本「ガイド」の、4ページと5ページに「CPD制度活用」につき御案内致しておりますので、必ず御一読下さい。

- ② 「RCCM資格制度」の改定により、平成22年12月1日よりRCCM登録申請に際し、
- ア)『勤務先が国交省に「建設コンサルタント登録」を行っていること』の条件が削除され、任意に登録を行うことができるようになりました。
(但し、勤務先の代表者証明印は必要です(個人営業者の場合は、その個人が代表者の資格において証明を行ってください。))
- イ)『会社内における指導を受ける技術者の特定』の条件が削除されましたので、登録申請書に同技術者の氏名等は記載が不要となりました。

1. 登録等の諸手続について

登録等の諸手続については、「登録の手引」を参考に手続きを行ってください。
ただし、下記事項については特に御留意下さい。

- 1) 登録の条件については、「RCCM資格制度施行規程」、「RCCM登録規則」及び「登録の手引－Ⅱ．登録基準」を御参照下さい。

特に、**平成22年度より「更新講習」に加え、「CPD単位」の取得が義務付けられましたので、登録申請に際し、所定のCPD単位数を必ず取得願います。**

- 2) RCCM資格の登録料等について、平成17年4月1日より下記の通り費用が改定されました（当協会ホームページの「RCCM資格情報」参照）。

① 「RCCM登録証」および同「携帯登録証」の再発行手数料について：

「紛失」等による再発行は、従来通り 5,000円 としますが、勤務先が**「合併」や「分割」等の理由により名称変更が生じた場合の再発行は、無料**となります《「登録の手引」の「Ⅳ．－1」を参照》。

② 「RCCM資格」の登録料について：

登録有効期限内に、転退職等で勤務先等が変わり、新しい勤務先等で「新規登録」を行う場合、その「登録料」は無料となります。

ただし、**「登録証」と「携帯登録証」の発行手数料として、5,000円**が必要となります《「登録の手引」の「Ⅳ．－2」を参照》。

- 3) **平成6, 10, 14, 18年度の「RCCM資格試験」に合格し、現在登録されておられる方の登録更新手続きは、平成22年12月1日（水）から同23年2月末日までの間に受付ます**ので、本「更新講習会」受講後に必要書類（CPD取得単位数を証明する書類を必ず添付のこと…4ページ参照）を取り揃えて提出して下さい。**特に、所定の「CPD単位」の取得が、登録申請時に必要な事、十分留意願います。**
なお、持参の場合は、平成23年2月末日までの間の、祝祭日を除く月曜日～金曜日の9:00～17:00（但し、12:00～13:00を除く）の間に受付けます。**郵送の場合は書留郵便とし、平成23年2月末日の消印あるものまでを有効**とします《「登録の手引」の「Ⅲ．－7.」を参照》。

- 4) 海外出張・病気療養等の理由にて、現在（仮）登録中の方は、本「更新講習会」の受講後30日以内に、下記の**3種類のみを提出**して下さい。

① 本「更新講習会」会場で交付される**「修了証書」のコピー**。

② 「CD-ROM」学習の全**「修了証書」と「アンケート」**。

③ **「CPD取得単位数証明書」**。但し、**当協会にCPD登録をされた方は、当協会のホームページより、「CPD記録確認」を**取出し、コピーしたもので可。

もし、上記3種類が提出されない場合は、**平成22年3月1日に遡って登録は抹消****されます**ので、十分ご注意下さい。

5) 平成6, 10, 14, 18年度の「RCCM試験」に合格し、現在未登録の方の場合：

平成6, 10, 14年度の合格者で、本「更新講習」を修了し、所定のCPD単位を取得した方及び、同18年度の合格者の方（同18年度の合格者の方は、本「更新講習」受講の有無とCPD単位取得に関係なく合格後4年以内）は、随時「新規登録申請」を行うことができますが、**その登録の有効期限は、平成23年2月末日まで**となります。

因って、更に**同年3月1日付にて継続登録する必要のある方は、上記「新規登録」手続き完了後から、平成23年2月末日（郵送の場合は、同日の消印有効）までの間に、改めてもう一度「更新登録申請」（様式第2号）の手続きを行う必要があり、この場合、改めて登録料の20,000円と、所定のCPD単位数が必要**ですので、十分ご注意ください。なお、**この場合の登録申請は、3）を参照下さい。**

また、上記の平成23年2月末日まで有効の新規登録を行わずに、**同年3月1日付の登録日にて登録有効期間が4カ年間の新規登録を希望する場合は、その旨の文書（メモでも可）を登録申請書に添付・指示のうえ、同年2月末日（郵送の場合は、同日の消印有効）までに、所定のCPD単位数を取得の上、新規登録申請願います。**

6) なお、上記5)とは別に、本「更新講習」を修了し、所定のCPD単位を取得した方が、平成23年3月1日付けを含むそれ以降の登録日にて新規登録を行うについては、同年2月15日以降随時登録申請を受付けますので、その旨を登録申請時に上記と同様に、文書（メモでも可）で指示願います。

7) 下記の①、②に該当する場合は、「新規登録扱い」となります。

- ① 登録証及び携帯登録証に記載してある登録有効期限（平成23年2月末日）を過ぎてから申請を行う場合。
- ② 「RCCM資格試験」合格後、登録を行っておらず、本「更新講習」の修了等を以って初めて登録を行う場合。

従いまして、上記①と②に該当する申請者の方は、「RCCM登録申請書」の「様式第1号」にて、登録申請を行って戴くことになります。

その場合には、**「RCCM登録申請書」の「様式第1号」を当協会まで別途送付請求願います。**

送付請求はFAXかE-Mailで、数量、送付先住所を記載のうえお願いします（送付についての費用は無料）。

なお、上記①に該当した場合でも、過去の登録実績は有効なものとして扱われます。

- 8) 平成6, 10, 14, 18年度に実施した「RCCM資格試験」で、計・2部門以上に合格の方は、本年度の本「更新講習」を1回受講し、所定のCPD単位を取得すれば、その該当全部門に対する新規または更新の登録を行うことができます。ただし、未登録部門の新規登録申請を行う場合、その登録有効期限と登録更新申請については、5)を参照下さい。
- 9) また、平成6, 10, 14, 18年度を除く、且つ、同17年度までに合格の未登録部門（単複を問わず）についても、本年度の「更新講習」を1回受講し、所定のCPD単位を取得すれば、その該当全部門の新規登録を直ちに行うことができます。ただし、その「登録有効期限」は合格年度によって異なりますので、当協会の「RCCM資格制度事務局」まで問合せ下さい。
- 10) なお、登録の有効期限日が、平成23年3月1日以降のものについては、前倒しの登録更新はできません。
- 11) 本「更新講習会」の有効期限は、受講修了後1ヶ年間ですので、その期間内に必要な登録手続きを行って下さい。
- 12) 「登録事項の変更」、「業務廃止の届出」等の必要手続きを行わない方が多々おられますが、「登録の手引」の「IV. その他の諸手続 - 1. ~ 5.」を参照のうえ、必ず必要な手続きを行って下さい。もし、必要な手続きが行われていない場合は、
- ① 「技術管理者」認定申請時に必要な書類の発行等。
 - ② 勤務先の会社が、国土交通省に「建設コンサルタント登録」の申請あるいは、更新等を行う際に必要な書類の発行等。
 - ③ 発注機関等からの問合せ等。
 - ④ 当協会からの必要な「案内」などの送付等。

などの際に、支障が生ずる事がありますので十分ご注意下さい。

***「登録の手引」の「IV. その他の諸手続 - 1. ~ 5.」は、必ず一読下さい。**

なお、その他不明な事がございましたら、下記まで問合せ下さい。

【 問合せ先 】 〒102-0075

東京都千代田区三番町1番地（KY三番町ビル・8階）

（社）建設コンサルタンツ協会・RCCM資格制度事務局

（ TEL : 03-3221-8855 ）

（ FAX : 03-3221-5018 ）

1 3) R C C M登録更新時等におけるC P D（継続教育）制度の活用の御案内

既に御案内の通り、「R C C M資格試験」合格後4年以上を経過し、新規あるいは更新の登録を行うに際し、平成22年度（平成22年4月1日）より「C P D制度」を下記要領にて活用いたしておりますので、早急に当協会のC P D会員に登録され、更新登録等に際して必要なC P D単位数を取得・記録登録されますようお願い致します。因って、上記の登録申請時に、C P D単位が所定の数に満たない場合は、登録を行うことができませんので十分御留意下さい。

- (1) 平成22年度より、従来行なっている更新講習（C D－R O M自主学习を含む）に加えて、登録申請の前直近の4年間でC P Dの100単位取得を必須とします。

また、同一年度に複数の部門に登録申請する場合は、1部門増えるごとに10単位を加える事とします（「R C C M登録規則」の〔別紙〕を参照）。

C P Dの単位表は、当協会ホームページの「C P D情報」に掲載の「C P Dの分類表」を御参照下さい（「C P D情報」に在る「Download」の箇所をクリックして下さい）。なお、上記の単位表等は改定されることがありますので、当協会のホームページの「R C C M資格情報」または「C P D情報」に十分御留意下さい。

注) ① 上記「単位表」に記載の「教育形態」にある「業務経験—所属長が優れた成果と認めたもの」については、1業務当り10単位かつ1年間で10単位、4年間で40単位を取得単位数の上限とします。

② 当協会以外の団体にC P D登録された方が、その団体に登録したC P Dの取得単位を使用してR C C M登録申請を行う場合は、必ずその団体が発行したC P D取得単位数の証明書を添付願います。

ただし、当協会にC P D会員の登録をされた方で、その取得した単位数を当協会に記録登録した場合は、R C C Mの登録申請時にその記録登録した分の単位数に係わる取得証明書の提出は不要ですが、それに代わる「C P D記録確認」をホームページより抽出・印刷の上、添付下さい（当協会のホームページの「C P D情報」における「C P D記録確認」の箇所を参照）。

- (2) C P D取得単位の記録登録申請のために、当協会のC P D会員に登録を行って下さい。取得したC P D単位数の管理・記録登録申請を行うためには、R C C M資格登録とは別に、当協会にC P D会員として登録を行う必要があります。なお、当協会では、「R C C M資格登録者」あるいは、当協会の会員会社に勤務されている方が、当協会にC P D登録される場合は、「登録料」と「年会費」は無料に致しております。

なお、当協会へのCPD会員登録手続きは、当協会のホームページ上から、行うことができます。

当協会は建設系CPD協議会に加盟しており、CPDプログラムの相互認証を行っておりますので、**上記の協議会に加盟している16団体のいずれかにおいて、既にCPDの会員登録を行っておられる方は、当協会にCPDの会員登録を新たに行う必要はありません。**

又、上記の協議会加盟団体が証明したCPD単位数は、RCCM登録更新等の申請に使用することができます。

- (3) **CPD制度の詳細については、当協会のホームページ (<http://www.jcca.or.jp>) の、「CPD情報」を御参照下さい。**

また、**CPD制度の諸規則等の改定などについても、随時ホームページに掲載いたしますので、御留意下さい。**

なお、CPD制度に関する電話での問合せは、

CPD事務局 : 03-3239-7993

までお願い致します。

－ 以 上 －